

士幌町立佐倉小学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識について

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という共通認識をもち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校づくりに努める。
- ②児童一人ひとりに、「いじめを許さない」決意をもたせる教育活動の推進に努める。
- ③いじめの早期発見のために、教師一人ひとりが様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証し、各関係機関や専門家と協力をし解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が連携して、子どもの安全安心を守る。

2 「いじめの未然防止」のための取組

児童一人ひとりが校内で充実した学校生活を送り、お互いを思いやる事ができるように学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが、「わかった」「できた」授業を心がけ、児童に基礎基本の確実な定着を図る。更に、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるようにする。

道徳の時間には、道徳教育用教材)、効果的な資料・話題、TV、等の活用などを通じて、命の大切さについての指導を丁寧に行う。特に、「いじめは絶対に許されないことである」という強い認識を児童がもてるように、学校教育活動全体を通して、一貫してすべての教職員が共通理解をもって指導する。また、児童が「傍観者」「はやしたてる者」「見て見ぬふりをする事」「知らん顔」をすることも、いじめに協力していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校の組織づくり。

①なかよし運動の継続

いじめゼロを目指した児童会活動に取り組む。

- ② 児童一人ひとりの関わりを大切にして、思いやりや感謝（ありがとう）の心をもって、協力しながら学校生活を送り、「感謝（ありがとう）」の心が育つように、常に取り組む。

③道徳の時間の活用

道徳の時間に、自己の存在感を確かめる日として位置づけ、道徳教育用教材（「私たちの道徳」「おもてなしハンドブック」）等の活用を通じて心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の存在感を高め、「おもいやり」を育む教育活動に取り組む。

- ①一人ひとりの努力が認められる学習活動

「生きる力」を育むために、健康な心や体づくりに励み、基本的な生活習慣の定着を通じて学習意欲を育てる教育活動を推進する。

- ・児童会活動を通じて異学年交流を推進する。
- ・児童会の自発的な活動を支える時間の確保。
- ・児童が自主的に取り組める工夫。

②友達との関わり方を身に付ける大切さを理解させる

朝の学級活動や学級指導の時間を活用し、自分と友達は、「思いや考え方、表現方法、話しい方が違うこと」に気付かせる。この指導を通じて、自分が学級内で認められ、認め合い、互いに育てられてきた環境の違いを乗り越え、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心安全な学校生活を送るための、安全に関わる年間指導計画を見直す。

年間指導計画の項目や身につけさせたい力の内容を明確にして、見直しをもって学習に取り組む意欲を育てる。特に、いじめは、当該児童にとって、一定の関わりある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことで、精神的な苦痛を感じます。従って、個々の言動が「いじめ」に当たるかの判断は、一面的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや、うれしさを実感できる体験を通じて、お互いのコミュニケーション力を育てる。そのために、学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間、生活科などの時間の体験活動を活用する。

3 いじめの早期発見・早期解決のための取組

(1) いじめの早期発見を目指す

- ① 「いじめはどこの学校でも、起こりうるもの。」という基本認識をもち、全ての教員が児童の様子を日常的に観察する。特に、児童の些細な変化も感じ取る鋭い感覚を身に付けていくことが重要ある。
- ② 様子や身振りなど、普段と異なる児童がいた場合には、朝の打合せや職員会議、「いじめ防止対策委員会」等の場で気付いたことを共有する。全教職員の共通理解のもとで当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が確認できた場合には、時間をおかずに教師は積極的に働きかけを行いながら、児童に安心感をもたせる機会をつくる。その場面で、児童の問題の有無を確かめ、解決すべき悩みや問題がある場合には、「教育相談活動」など、教師側が当該児童から悩み等を聞き、問題の解決を図るための手立てを講ずる。この場合、教師一人に解決を任せることなく、教師が協力しあいながら協働体制を組んで取組み、教師にも孤立感や動揺をもたせないようにする。状況や結果は、管理職に報告し、対応に時間がかからないように留意する。
- ④ 学校評価アンケート（ふりかえりカード児童編）を、協働で作成し、複数回行う

ことで児童の悩みや願い、人間関係を把握し、「いじめのない学校づくり」を目指す。

⑤ ④と同様に、優しさや思いやりのある態度を養うために道德教育を活用する。

(2) 全職員が団結して、いじめの早期解決に努める

① いじめに気付いたときには、学級担任だけでなく、学校長をはじめ全教職員で対応を協議し、適切な指導や解決のための解決手段を明確にしていじめ問題の解決にあたる。

② いじめについての情報収集を早急に行い、事実確認する。いじめられている児童の心身の安全を最優先と心得、いじている側の児童に対しては、いじめて決して許されることではないこと等の指導を行い、迅速な指導にあたる。

③ 周りで見ている児童（傍観者の立場にいる児童）も、いじている児童と同様であるということを指導する。

④ 必要に応じて、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる事を躊躇しない。

⑤ いじめられている児童の心身の傷を癒すために、養護教諭（スクールカウンセラー）、保護者・関係機関と連携を取り、いじめられている児童の立場に立って、迅速かつ効果的な指導を行う。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

① いじめ問題が起きたときには保護者（家庭）との連携を密にし、学校側の取組について説明し、理解を頂いたうえで適切な対応にあたる。更に、家庭・地域での様子や交友関係についての情報を積極的に集めて、適切な指導に生かす。解決を急ぐあまり、学校内だけで問題解決をしても良い結果は得られない。

② いじめ問題の原因が、学校や家庭には話せないような場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

* 「いじめ相談電話(北海道教育委員会設置)」 0 1 2 0—3 8 8 2—5 6 (無料)

- ・ ひみつは守ります。
- ・ 名前をたずねる事はありません。
- ・ 相談を専門とする人が悩みを聞いてくれます。
- ・ 24時間、いつでもかけられます。

◎ 「いじめられて困っているんです！」

◎ 「友達がいじめられているのを助けて！」

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ防止対策委員会

必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催し、問題ある児童について、現状や指導の状況、保護者との連絡事項、双方の児童の心理状態などについての

情報交換を行い共通理解を深めながら、今後の方針について話し合い、適切な対応に努める。

②いじめ防止対策委員会の組織

事案に応じて「いじめ防止対策委員会」を事前に開催し、その内容を職員会議に報告する。いじめ防止対策委員会は、管理職、教諭、養護教諭をもって構成する（必要に応じて、PTA 会長及び関係機関等を加える）。

(2) 緊急且つ重大な生徒指導上の問題が発生した場合

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の安全な状況を確保しながら、適切な処置をとる。また、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、敏速な対応を行う。

教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。教頭及び当該教諭は、発生時刻、内容、指導事項、状況など、時系列で記録を作成し、以降の報告に備える。

重大かつ緊急の場合は、教育委員会へ第1報を上げる。その後、「緊急いじめ防止対策委員会」で対応を検討する。状況が明確になってきた段階で、文書により委員会へ報告し、教育局への報告準備も同時に進めるために、各自、時系列で記録をとっておく。

(3) 報道機関への対応

新聞・テレビなどの報道機関との窓口は、校長のみとし（情報発進の一元化）、他の職員からの説明を求めたり、児童に対して不安を与える勝手な取材が行わたりしないように、報道に要請する。報道への発表は、一つの報道に対して行わずに、全体が集まった時点で、質疑応答に答えるが、事前に質問事項を書面にて提出することをお願いし、的確に返事ができるように準備する。

不確かな事は、調査中とし、児童が怪我等で入院した場合は、職員を病院に派遣し、状況を把握させて報告させる。管理職も早期に病院を訪れ、児童の早期回復を願いお見舞いに行く。

報道機関へは、あいまいな返事・多分・予想など、確認できないことがあれば、確認後にあらためて説明する機会をつくることを説明する。発表内容は、委員会に事前に報告し、人権重視などの適切な発表ができるように文言を整理する。

報道に対して、姓名・住所・性別など個人情報に関わることは、個人情報であるとして発表行わない。発表の内容は、教育委員会と確認しながら決めていく。